

指針該当条文	評価項目 ☆は、現認、ヒアリング等を主体として確認すべき事項を示す。	判定	判断材料となった書類 の名称、ヒアリング者等	書類等の記載事項、 ヒアリング日時等	判断理由
(第2項関係)	1. システム監査の結果、必要があると認めるときに、労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置の実施の改善を行っているか。 *「必要があると認めるとき」とは、システム監査結果報告書に、改善の必要がある旨の記載がある場合等をいう。	☆			
○労働安全衛生マネジメントシステムの見直し(第18条関係)	1. システム監査の結果を踏まえ、定期的に、安全衛生方針、指針に基づき定められた手順等労働安全衛生マネジメントシステムの全般的な見直しが行われているか。 *「見直し」は、事業者自らが労働安全衛生マネジメントシステムの妥当性及び有効性を評価し、その必要性を判断した上で実施するものであること。	☆			